

平成28年度三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																																					
◎予算 (23件) 総務部		<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">予</td> <td style="padding: 2px;">算</td> <td style="padding: 2px;">23 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="5" style="padding: 0 10px;">議案 69件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">条</td> <td style="padding: 2px;">案</td> <td style="padding: 2px;">33 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">そ</td> <td style="padding: 2px;">の</td> <td style="padding: 2px;">13 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">他</td> <td style="padding: 2px;">議</td> <td style="padding: 2px;">- 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">案</td> <td style="padding: 2px;">定</td> <td style="padding: 2px;">- 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">認</td> <td style="padding: 2px;">告</td> <td style="padding: 2px;">14 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">報</td> <td style="padding: 2px;">出</td> <td style="padding: 2px;">- 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">提</td> <td style="padding: 2px;">出</td> <td style="padding: 2px;">- 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">計</td> <td style="padding: 2px;">計</td> <td style="padding: 2px;">83 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予	算	23 件	}	議案 69件	条	案	33 件	そ	の	13 件	他	議	- 件	案	定	- 件	認	告	14 件			報	出	- 件			提	出	- 件			計	計	83 件		
	予	算	23 件	}	議案 69件																																		
	条	案	33 件																																				
	そ	の	13 件																																				
	他	議	- 件																																				
	案	定	- 件																																				
	認	告	14 件																																				
	報	出	- 件																																				
	提	出	- 件																																				
計	計	83 件																																					
	【1】 平成27年度三重県一般会計補正予算(第6号) (国の平成27年度補正予算(第1号)に対応し、地方創生の本格展開に取り組む事業や公共事業等の追加に係る経費について所要の措置を講じるための補正予算 約 95億円)																																						
	【2】 平成27年度三重県一般会計補正予算(第7号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費等について所要の措置を講じるための補正予算 約 38億円)																																						
	【3】 平成27年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第2号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 17百万円)																																						
	【4】 平成27年度三重県水道事業会計補正予算(第2号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 15百万円)																																						
	【5】 平成27年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 10百万円)																																						
	【6】 平成27年度三重県電気事業会計補正予算(第3号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 3百万円)																																						
	【7】 平成27年度三重県病院事業会計補正予算(第3号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 50百万円)																																						
	【8】 平成28年度三重県一般会計予算 (予算額 約 7,366億円)																																						

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	【9】 平成28年度三重県債管理特別会計予算 (予算額 約 1,465億円)	
	【10】 平成28年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算 (予算額 約 15億円)	
	【11】 平成28年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約 3億円)	
	【12】 平成28年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算 (予算額 約 11億円)	
	【13】 平成28年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約 2億円)	
	【14】 平成28年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 (予算額 約 2億円)	
	【15】 平成28年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約 11億円)	
	【16】 平成28年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約 4億円)	
	【17】 平成28年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約 45億円)	
	【18】 平成28年度三重県港湾整備事業特別会計予算 (予算額 約 2億円)	
	【19】 平成28年度三重県流域下水道事業特別会計予算 (予算額 約 144億円)	
	【20】 平成28年度三重県水道事業会計予算 (予算額 約 194億円)	
	【21】 平成28年度三重県工業用水道事業会計予算 (予算額 約 121億円)	
【22】 平成28年度三重県電気事業会計予算 (予算額 約 29億円)		

区 分	件 名	概 要
<p>予算 つづき</p> <p>◎条例案 (33件) 総務部</p> <p>戦略企画部</p>	<p>【23】 平成28年度三重県病院事業会計予算 (予算額 約 74億円)</p> <p>【24】 職員の退職管理に関する条 例案</p> <p>【25】 三重県地域と若者の未来を 拓く学生奨学金返還支援基 金条例案</p>	<p>地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものである。 (平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容) (1) 再就職者による依頼等の規制 (2) 再就職者による任命権者等への届出</p> <p>三重県内の南部地域等条件不利地域での居住等を条件として、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成することにより、若者の三重県内への定着を促進するための事業に要する経費の財源に充てるため、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金を設置するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容) ・ 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【26】 三重県国民健康保険財政安定化基金条例案</p>	<p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険財政の安定化に資するため、三重県国民健康保険財政安定化基金を設置するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、繰替運用等について規定する。
	<p style="text-align: center;"><参考></p> <p>○ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(抄) (国民健康保険法の一部改正)</p> <p>第4条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。</p> <p style="padding-left: 2em;">第5章中第81条の次に次の2条を加える。</p> <p style="padding-left: 4em;">(財政安定化基金)</p> <p style="padding-left: 2em;">第81条の2 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。</p> <p style="padding-left: 4em;">(1)・(2) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2～9 (略) (施行日:平成30年4月1日)</p> <p style="padding-left: 4em;">附 則 (国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第6条 都道府県は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、平成30年改正後国保法第81条の2第1項の規定の例により、財政安定化基金を設けることができる。</p> <p>2・3 (略) (施行日:公布日(平成27年5月29日))</p>	
	<p>【27】 三重県立子ども心身発達医療センター条例案</p>	<p>障がい又は発達上の課題を有する子どもに医療及び福祉を提供するとともに、子どもの心身の健全な発達に寄与するため、三重県立子ども心身発達医療センターの設置及び管理について地方自治法第228条第1項及び第244条の2第1項に基づき必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を図るものである。</p> <p style="text-align: right;">(規則で定める日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置 (2) 事業 (3) 入所、退所等 (4) 使用料等

区 分	件 名	概 要
<p>企業庁</p> <p>戦略企画部</p>	<p>【28】 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案</p> <p>【29】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>電気事業法等の一部を改正する法律による電気事業法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な内容) 次に掲げる条例の電気事業者に関する規定を整理する。 (1) 三重県公営企業の設置等に関する条例 (2) 三重県道路占用料等徴収条例</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号利用事務を追加し、同法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供を行うため、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p>
<p>< 参考 ></p> <p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (利用範囲) 第9条 (略)</p> <p>2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供の制限) 第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。</p> <p>(10)～(14) (略)</p>		

区分	件名	概要
健康福祉部	<p>【30】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p>(公布の日及び平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯科技工士名簿への登録に係る事務及び歯科技工士国家試験に係る事務について、四日市市へ移譲している事務の一部を削る。
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p>		
総務部	<p>【31】 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案</p> <p>【32】 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【33】 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>平成28年度の職員定数の見直しに伴い、知事の事務部局等の職員の定数の改正を行うものである。</p> <p>(平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の定数を改正する。 知事の事務部局 現行:4,370人 改正後:4,364人 増減:△6人 教育委員会の事務部局及び学校以外の教育機関 現行:264人 改正後:270人 増減:6人 <p>特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正及び一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員等の期末手当の支給割合の改正を行うものである。</p> <p>(公布の日(一部平成28年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別職に属する職員等の期末手当について、年間支給割合を100分の410(現行100分の405)に改める。 <p>人事委員会の議会及び知事に対する平成27年10月9日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額の設定及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うとともに、地方公務員法の一部改正に鑑み、等級別基準職務表等の規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日(一部平成28年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一般職に属する職員の給料月額を引き上げる。 一般職に属する職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の160(現行100分の150)に改める。 等級別基準職務表を定める。

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【34】 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現業職員の給料月額を引き上げる。
健康福祉部	<p>【35】 県吏員職員退職諸給与支給条例の一部を改正する条例案</p>	<p>恩給法の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 普通退隠料及び増加退隠料の受給者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の一部の執行猶予を受けた場合における支給の規定を整備する。 (2) 扶助料の受給者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の一部の執行猶予を受けた場合における支給の規定を整備する。
	<p>【36】 三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県安心こども基金の設置の目的を達成するための一部の事業の実施期間の延長等に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例の有効期限を平成28年3月31日から平成30年3月31日まで延長する。 (2) 上記に規定する期限までに実施された事業に係る精算期限を、平成28年6月30日から平成30年6月30日まで延長する。 <p>— <参考> —</p> <p>○ 三重県安心こども基金の概要 国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金により、子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、設置されている。</p>
	<p>【37】 三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県自殺対策緊急強化基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例の有効期限を平成28年3月31日から平成29年3月31日まで延長する。 (2) 上記に規定する期限までに実施された事業に係る精算期限を、平成28年12月31日から平成29年12月31日まで延長する。 <p>— <参考> —</p> <p>○ 三重県自殺対策緊急強化基金の概要 国から交付される地域自殺対策緊急強化交付金により、自殺対策を強化するため、設置されている。</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【38】 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p>【39】 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p>【40】 興行場法施行条例の一部を改正する条例案</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準該当自立訓練(機能訓練)及び基準該当自立訓練(生活訓練)の対象事業所を拡大する。 <p>内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の施行に鑑み、幼保連携型認定こども園の設備の基準の特例に関する規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造改革特別区域内の公立幼保連携型認定こども園について、満3歳未満児に対して外部搬入方式による食事の提供が認められたことに対応するため、規則委任の規定を加える。 <p>女性活躍加速のための重点方針2015の決定等に鑑み、興行場の構造設備に関する規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 便所及び喫煙室の構造設備についての基準を改正する。 (2) 興行場の構造設備の基準を緩和する規定を改正する。
環境生活部	<p>【41】 三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案</p>	<p>環境影響評価法の一部改正及び近年の開発事業の内容に鑑み、規定を整備するものである。 (平成28年4月1日(一部平成28年9月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境影響評価法の改正にない、方法書要約書の作成、方法書説明会の開催及び環境影響評価図書のインターネットによる公表の規定を加える。 (2) 環境影響評価法の改正にない、放射性物質に係る適用除外の規定を削る。 (3) 一定の種類及び規模の事業について簡易的環境影響評価手続を導入する規定を加える。

区 分	件 名	概 要
環境生活部 つづき	【42】 三重県消費生活センター条例の一部を改正する条例案	消費者安全法等の一部改正に鑑み、消費生活センターの運営等についての規定を整備するものである。 (平成28年4月1日から施行) (主な改正内容) (1) センターの名称及び住所等の公示に関する規定を加える。 (2) 消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する規定を加える。
<p style="text-align: center;"><参考></p> <p>○ 消費者安全法の一部改正の概要 都道府県は、消費生活センターの組織及び運営事項並びに消費生活相談等で得られた情報の安全管理に関する事項について条例で定めるものとされた。</p>		
健康福祉部	【43】 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成28年6月23日から施行) (主な改正内容) ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号と第2号が統合され第1号に改正されることに鑑み、同条を引用している条例の規定を整備する。
<p style="text-align: center;"><参考></p> <p>○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (用語の意義) 第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。 (1) キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業 (2) 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業(前号に該当する営業を除く。) (3)～(8) (略) 2～11 (略)</p>		
県土整備部	【44】 三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案 【45】 三重県建築基準条例の一部を改正する条例案	松阪処理区高須町公園内の施設の一部廃止に伴い、使用料の規定を整理するものである。 (公布の日から施行) 建築基準法施行令の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行) (主な改正内容) (1) 「学校」に「幼保連携型認定こども園」が含まれないことを明文化する。 (2) 「児童福祉施設等」に「幼保連携型認定こども園」が含まれることを明文化する。

区 分	件 名	概 要																												
県土整備部 つづき	<p>【46】 三重県建築審査会条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正等に鑑み、三重県建築審査会の委員の任期等についての規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の任期、再任等の規定を加える。 																												
<p style="text-align: center;"><参考></p> <p>○ 建築基準法の一部改正の概要 建築審査会委員の任期等を、条例に委任することで、委員の確保等地域の実情に応じた建築審査会の運営に資するものである。</p>																														
	<p>【47】 三重県営住宅条例の一部を改正する条例案</p>	<p>本県への転居を希望する県外居住者が県営住宅に入居できるよう入居資格についての規定等を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成28年4月1日(一部平成28年6月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 入居資格のうち、「現に三重県内に住所又は勤務場所を有すること」という規定を削る。 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律第8条第1項に規定する支援対象地域に平成23年3月11日において居住していた避難者については、入居資格のうち同居親族要件を具備するものとみなす。 																												
教育委員会	<p>【48】 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成28年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立学校職員の定数を改正する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県立学校</td> <td>高等学校</td> <td>3,598人</td> <td>3,594人</td> <td>△4人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,207人</td> <td>1,220人</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町立学校</td> <td>小学校</td> <td>6,986人</td> <td>7,006人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,900人</td> <td>3,862人</td> <td>△38人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>15,691人</td> <td>15,682人</td> <td>△9人</td> </tr> </tbody> </table>			現行	改正後	増減	県立学校	高等学校	3,598人	3,594人	△4人	特別支援学校	1,207人	1,220人	13人	市町立学校	小学校	6,986人	7,006人	20人	中学校	3,900人	3,862人	△38人	合計		15,691人	15,682人	△9人
		現行	改正後	増減																										
県立学校	高等学校	3,598人	3,594人	△4人																										
	特別支援学校	1,207人	1,220人	13人																										
市町立学校	小学校	6,986人	7,006人	20人																										
	中学校	3,900人	3,862人	△38人																										
合計		15,691人	15,682人	△9人																										

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	<p>【49】 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【50】 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【51】 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成27年10月9日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額の設定及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うとともに、地方公務員法の一部改正に鑑み、等級別基準職務表等の規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日(一部平成28年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公立学校職員の給料月額を引き上げる。 (2) 公立学校職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の160(現行100分の150)に改める。 (3) 等級別基準職務表を定める。 <p>公立学校職員の給与改定に準じ、県立高等学校等の現業職員の給料月額を改定するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高等学校等の現業職員の給料月額を引き上げる。 <p>三重県立子ども心身発達医療センターの開設に伴い、併設する特別支援学校及び隣接する特別支援学校を統合整備するものである。</p> <p>(平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「三重県立緑ヶ丘特別支援学校」を「三重県立かがやき特別支援学校」に改める。 (2) 「三重県立城山特別支援学校草の実分校」を「三重県立かがやき特別支援学校草の実分校」に改める。 (3) 「三重県立かがやき特別支援学校あすなる分校」を新設する。
企業庁	<p>【52】 三重県公営企業の設置等に関する条例及び三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県工業用水道事業の多度工業用水道の廃止及び北伊勢工業用水道の給水計画の改定に伴い、規定を整備するものである。</p> <p>(平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 多度工業用水道の廃止に伴い、多度工業用水道の給水区域、一日最大給水量及び料金に係る規定を削る。 (2) 北伊勢工業用水道の給水計画の改定に伴い、北伊勢工業用水道の一日最大給水量を改定する。

区 分	件 名	概 要																								
病院事業庁	<p>【53】 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県立こころの医療センターの地域生活支援機能の拡充に伴い、精神病床数を改定するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 精神病床数</td> <td>改正前:400床</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>改正後:348床</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	・ 精神病床数	改正前:400床				改正後:348床																		
・ 精神病床数	改正前:400床																									
	改正後:348床																									
警察本部	<p>【54】 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案</p>	<p>厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うものである。 (平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察官の定員を改正する。 <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警視</td> <td>112人</td> <td>113人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td>234人</td> <td>235人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡査部長</td> <td>1,773人</td> <td>1,784人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>巡査</td> <td>928人</td> <td>932人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,047人</td> <td>3,064人</td> <td>17人</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	増減	警視	112人	113人	1人	警部	234人	235人	1人	警部補及び巡査部長	1,773人	1,784人	11人	巡査	928人	932人	4人	合 計	3,047人	3,064人	17人
	現行	改正後	増減																							
警視	112人	113人	1人																							
警部	234人	235人	1人																							
警部補及び巡査部長	1,773人	1,784人	11人																							
巡査	928人	932人	4人																							
合 計	3,047人	3,064人	17人																							
総務部	<p>【55】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正に鑑み、特定遊興飲食店営業の規制についての規定等を整備するものである。 (平成28年6月23日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域及び営業時間の制限に係る規定等を加えるとともに、その他必要な改正を行う。 																								
<p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正の概要 最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる特定遊興飲食店営業の新設等がなされたものである。 ○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正の概要 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく事務に係る手数料が改正されたものである。 																										
総務部	<p>【56】 知事の給与の特例に関する条例を廃止する条例案</p>	<p>平成26年12月26日付け三重県特別職報酬等審議会の答申等に鑑み、知事の給与の特例に関する条例を廃止するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p>																								

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (13件) 総務部	【57】 包括外部監査契約について	包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。 【契約の目的】 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 【契約の始期】 平成28年4月1日 【契約金額】 11,239,884円を上限とする額 【契約の相手方】 近藤繁紀:公認会計士
農林水産部	【58】 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について	平成28年度において県が行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。
県土整備部	【59】 土木関係建設事業に対する市町の負担について	平成28年度において県が行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。

区 分	件 名	概 要
防災対策部	【60】 工事請負契約について	三重県防災ヘリコプター無線通信設備整備工事 ○ 場所 津市広明町地内 他27箇所 ○ 契約金額 1,011,960,000円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号 日本電気株式会社東海支社 支社長 中村 寿文 ○ 工事の概要 ヘリコプターテレビ電送設備整備 一式 ヘリコプター用無線通信設備更新 一式
県土整備部	【61】 工事請負契約について	宮川流域下水道(宮川処理区)内宮幹線(第2工区)管渠工事 ○ 場所 伊勢市小木町地内～通町地内 ○ 契約金額 1,590,375,600円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 津市栄町1丁目864 前田・山野・西山特定建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社三重営業所 所長 水野 裕史 ○ 工事の概要 施工延長 L=1,829m シールド工 L=1,822m (セグメント外径 1,800mm) (仕上がり内径 800mm) 立坑工 3箇所 人孔工 3基

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【62】 工事請負契約について</p> <p>【63】 工事請負契約の変更について</p>	<p>宮川流域下水道(宮川処理区)明和幹線(第4工区)管渠工事</p> <p>○ 場所 伊勢市小俣町明野地内～多気郡明和町大字新茶屋地内</p> <p>○ 契約金額 525,787,200円</p> <p>○ 契約方法 一般競争入札</p> <p>○ 請負者住所氏名 伊勢市円座町1005番地 森・西邦特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社森組 代表取締役 森 修</p> <p>○ 工事の概要 施工延長 L=777m 推進工(φ900mm) L=765m 立坑工 2箇所 人孔工 1基</p> <p>一般県道湯の山温泉線湯の山大橋(仮称)下部工工事(P1・P2橋脚工)</p> <p>○ 場所 三重郡菟野町大字菟野地内</p> <p>○ 契約金額 変更前 973,080,000円 変更後 959,038,920円</p> <p>○ 契約方法 随意契約</p> <p>○ 請負者住所氏名 桑名市長島町浦安131番地9 竹中土木・院南組特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社竹中土木三重営業所 所長 谷 一暁</p> <p>○ 工事の概要 橋長 L=269m 幅員 W=5.5(9.0)m P1橋脚工 H=55.5m P2橋脚工 H=41.5m</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【64】 工事請負契約の変更について	一般国道422号(八知山拡幅)道路改良(新八知山トンネル(仮称))工事 ○ 場所 多気郡大台町滝谷地内 ○ 契約金額 変更前 820,800,000円 変更後 889,043,040円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 多気郡大台町岩井635番地1 西・石正特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社西組 代表取締役 西 覚嗣 ○ 工事の概要 トンネル工 L=317.0m 道路工 L=23.0m
環境生活部	【65】 損害賠償の額の決定及び和解について	平成27年11月24日、大気汚染防止法に基づく立入検査のため、対象事業所を職員が訪問した際、誤って天井板を破損した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うものである。 損害賠償額 45,360円

区 分	件 名	概 要
戦略企画部	<p>【66】 みえ県民カビジョン・第二次行動計画の策定について</p>	<p>みえ県民カビジョンを着実に推進するための取組内容をまとめた中期の計画として、みえ県民カビジョン・第二次行動計画を策定する。</p> <p>(計画の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> みえ県民カビジョン・第二次行動計画は、政策体系を構成する61の施策の概要について記載する。 <p>(計画の期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28(2016)年度から平成31(2019)年度までの4年間とする。
<p style="text-align: center;"><参考></p> <p>みえ県民カビジョン・第二次行動計画の策定については、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例(平成13年三重県条例第47号)第3条の規定により議会の議決を要する。</p>		
農林水産部	<p>【67】 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について</p>	<p>三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例第9条の規定により、平成24年3月に「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」を策定し、農業及び農村の活性化に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできたが、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定やTPP(環太平洋パートナーシップ協定)をはじめとするグローバル化の進展など、農業及び農村をめぐる情勢が変化していることから、これに対応するため、計画内容を変更するものである。</p> <p>(主な変更内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 取組展開に向けた基本視点を修正 施策展開の内容を修正 基本目標指標を修正
<p style="text-align: center;"><参考></p> <p>三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更については、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例(平成22年三重県条例第59号)第9条第7項の規定により議会の議決を要する。</p>		

区 分	件 名	概 要
雇用経済部	<p>【68】 三重県新エネルギービジョンの改定について</p>	<p>平成12年3月に策定(平成17年3月及び平成24年3月改定)した三重県新エネルギービジョンについて、国が電力システム改革に着手するとともに、新たな電源構成を示すなどエネルギーをめぐる環境変化などをふまえ改定するものである。</p> <p>(計画の内容)</p> <p>三重県新エネルギービジョンは、次の4章で構成する。</p> <p>(1) 第1章 エネルギーをめぐる現状と課題 国のエネルギーをめぐる状況、三重県のエネルギーをめぐる現状と課題を示したものである。</p> <p>(2) 第2章 基本理念、将来像、基本方針及び長期目標 基本理念、3つの将来像、5つの基本方針及び長期目標について示したものである。</p> <p>(3) 第3章 中期目標及び取組方向(平成28年度から平成31年度) 中期目標及び5つの取組方向について示したものである。</p> <p>(4) 第4章 計画の推進 計画の推進体制及び進行管理について示したものである。</p> <p>(目標年度) 平成42年度を長期目標年度とする。平成31年度を中期目標年度とする。</p>
<p>＜参考＞</p> <p>三重県新エネルギービジョンの改定については、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例(平成13年三重県条例第47号)第3条の規定により議会の議決を要する。</p>		

区 分	件 名	概 要
雇用経済部 つづき	<p>【69】 三重県観光振興基本計画 (平成28年度～31年度)の策 定について</p>	<p>みえの観光振興に関する条例第21条第1項の規定により、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、基本計画を策定するものである。</p> <p>(計画の内容)</p> <p>三重県観光振興基本計画(平成28年度～31年度)は次の5章で構成する。</p> <p>(1) 第1章 計画の基本的な考え方 計画策定の趣旨、計画の性格及び計画期間について示したものである。</p> <p>(2) 第2章 三重県観光の現状と課題 三重県の観光の現状、観光を取り巻く環境変化、及び現三重県観光振興基本計画の目標達成状況と今後の課題等を示したものである。</p> <p>(3) 第3章 施策体系と目標 施策体系及び計画目標について示したものである。</p> <p>(4) 第4章 三重県観光の持続的な発展に向けた施策の展開 「観光関連産業を支える支援体制」等の8つの施策の柱について施策の展開方向を示したものである。</p> <p>(5) 第5章 推進体制の整備 計画の推進体制、観光統計の整備及び計画の進行管理について示したものである。</p> <p>(計画の期間) 平成28年度から平成31年度までとする。</p>
<p style="text-align: center;"><参考></p> <p style="text-align: center;">三重県観光振興基本計画(平成28年度～31年度)の策定については、みえの観光振興に関する条例(平成23年三重県条例第34号)第21条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>		

区 分	件 名	概 要
◎報告 (14件) 県土整備部	【70】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。
戦略企画部	【71】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成27年10月30日津市羽所町地内の駐車場において発生した戦略企画部(統計課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 111,871円
環境生活部	【72】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成27年8月24日桑名市大字福島地内の国道1号において発生した環境生活部(廃棄物・リサイクル課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 297,356円

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>【73】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【74】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【75】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成26年11月17日四日市市智積町地内の市道において発生した四日市西警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 357,346円</p> <p>平成27年5月28日鈴鹿市道伯二丁目地内の市道において発生した交通機動隊に係る自動二輪車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 45,217円</p> <p>平成27年9月4日松阪市岡本町地内の駐車場において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 280,000円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【76】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成27年9月8日津市桜橋三丁目地内の駐車場において発生した警務課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 56,311円</p>
	<p>【77】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成27年11月6日鈴鹿市白子本町地内の駐車場において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 136,846円</p>
県土整備部	<p>【78】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成27年10月22日名張市鴻之台2番町地内の国道165号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 28,722円</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【79】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成27年11月8日津市一志町井生地内の県道久居美杉線に おいて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の 額について和解した。 損害賠償額 275,716円
	【80】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成27年11月30日名張市滝之原地内の国道368号におい て、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額に ついて和解した。 損害賠償額 35,400円
	【81】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成27年12月1日度会郡南伊勢町五ヶ所浦地内の県道伊勢南 勢線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害 賠償の額について和解した。 損害賠償額 110,300円

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【82】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)</p>	<p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>
健康福祉部	<p>【83】 地方独立行政法人三重県立 総合医療センターの常勤職 員の数について</p>	<p>地方独立行政法人法第54条第2項の規定に基づくもの。</p>